

## 「上場維持基準への適合に向けた計画」作成上の留意事項 (2026年3月版) について

### (1) 概要

上場会社は、事業年度の末日において、上場維持基準(※1)のいずれかに適合しない状態となった場合は、原則として1年間の改善期間に入り、改善期間内に基準に適合しない場合は監理銘柄・整理銘柄(原則として6か月間)に指定後、上場廃止となります。

上場廃止となった場合、東証市場における株式の売買が出来なくなり株主や投資家に重大な影響を及ぼすことから、上場会社は、改善期間に入った場合、上場維持基準への適合に向けた計画(「適合計画」)を3か月以内に開示することが義務付けられているほか、上場維持基準に適合した場合や監理銘柄に指定された場合などに開示が必要となります。

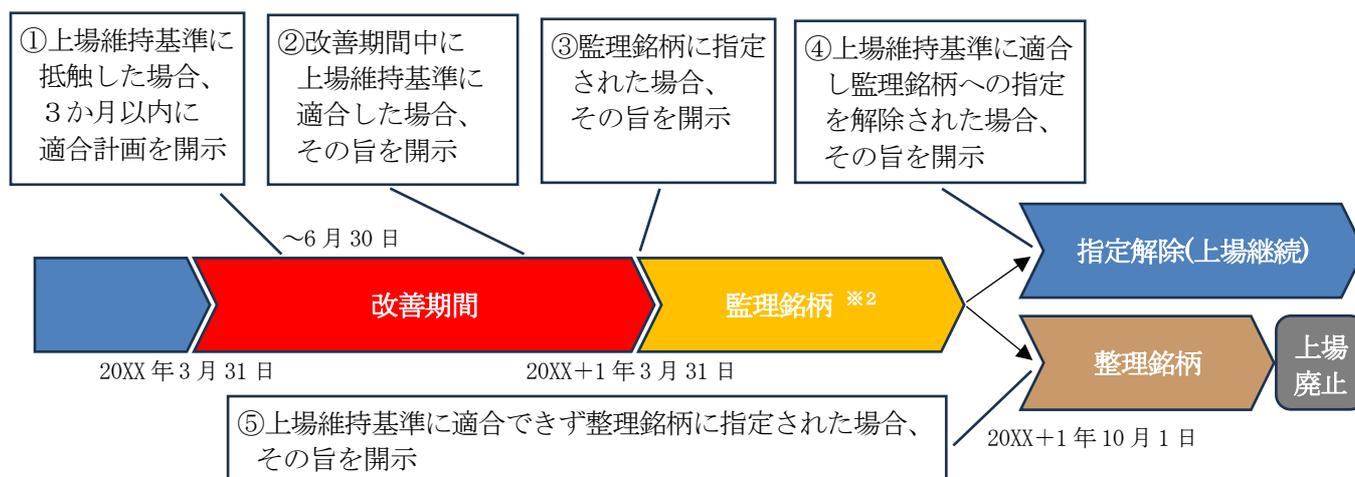
※1 各市場区分における上場維持基準の概要については上場会社向けナビゲーションシステム  
< <https://faq.jp.co.jp/disclo/tse/web/knowledge7909.html> >をご覧ください。

### (2) 必要な開示

改善期間に入った場合、以下の区分に従い、留意事項や参考様式を参照の上、開示を行ってください。

- ① 新たに上場維持基準に抵触し改善期間に入った場合、  
⇒P 3以降の留意事項をご確認いただきP 7の参考様式をご参照のうえ、基準日から3か月以内に適合計画を策定、開示してください
- ② 改善期間中に全ての又はいずれかの上場維持基準に適合した場合  
⇒P 9の参考様式をご参照のうえ、上場維持基準に適合した旨を開示してください
- ③ 改善期間が終了し監理銘柄に指定された場合  
⇒P 11又はP 12の参考様式をご参照のうえ、監理銘柄に指定された旨及び今後の対応を開示してください
- ④ 上場維持基準に適合し、監理銘柄への指定を解除された場合  
⇒P 13又はP 14の参考様式をご参照のうえ、監理銘柄への指定を解除された旨を開示してください
- ⑤ 上場維持基準に適合せず、上場廃止が決定され、整理銘柄に指定された場合  
⇒東証の担当者までご相談ください。

<開示のタイミングのイメージ(3月末決算会社)>



※2 2026年3月1日以後最初に到来する基準日を超える期限の適合計画を開示し、経過措置が適用されている上場会社(「超過計画開示会社」)は、当該計画期限における適合状況を確認するまで監理銘柄指定を継続します。その間、基準日において上場維持基準に適合していない状態が継続されている場合には、適合計画に基づく進捗状況(「進捗状況」)を3か月以内に開示することが義務付けられています。この場合、P 16以降の留意事項をご確認いただきP 18の参考様式⑥をご参照のうえ開示してください。

なお、上場会社は、当該基準に適合するまでの間、計画の内容について訂正又は変更すべき事情が生じた場合は、直ちに訂正又は変更後の計画を開示することが義務付けられています。

### (3) F A Q等

上場会社向けナビゲーションシステムに 上場維持基準の適合計画の開示、「上場維持基準への適合状況について」の T a r g e t 通知、対外公表、適合審査に関する F A Q等を掲載していますので適宜ご活用ください。

- 上場維持基準の適合計画の開示に関する F A Q等  
<<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/category2418.html>>
- 上場維持基準への適合状況に関する通知は、どのような場合に、いつごろ届きますか。  
<<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8462.html>>
- 上場維持基準に抵触した場合、公表は行われますか。  
<<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8653.html>>
- 上場維持基準に適合せず、改善期間に該当している銘柄について、監理銘柄指定や上場廃止・整理銘柄指定が決定・公表されるのはいつ頃になりますか。  
<<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8694.html>>
- 改善期間内に、上場維持基準の審査を受けることは可能ですか。  
<<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8649.html>>
- 監理銘柄（確認中）指定中に上場維持基準の審査を受けることは可能ですか。  
<<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8651.html>>

## 「上場維持基準への適合に向けた計画」作成上の留意事項

- 基準日において、所属する市場区分ごとに定められた上場維持基準に適合していない状態となった場合は、当該状態となった時から起算して3か月以内に、当該基準に適合するための取組み及びその実施時期を記載した計画（「適合計画」）を開示してください。
- 「適合計画」を開示した後、当該基準に適合するまでの間、「適合計画」の内容について訂正又は変更（更新も含めて「変更」）すべき事情が生じた場合（市場区分の変更が承認された場合も含まれます。）は、直ちに訂正又は変更の開示（「訂正・変更開示」）をしてください。訂正については、基準日時点における当社の適合状況の各数値に誤記があった場合等が、変更については「適合計画」や取組内容等を変更する場合等が想定されます。
- また、改善期間の終了期限よりも前に基準へ適合することが見込まれる場合はその旨開示することが望まれます。
- 事業年度末以外（期中）での改善期間内に「株券等の分布状況表」等を東証へ提出し適合状況の審査を受け、適合した場合にはその旨の開示が必要となります。
- 改善期間内に基準への適合が確認できず監理銘柄に指定された場合や改善期間内に適合ができなかったことにより整理銘柄に指定された場合についても、その旨の開示が必要となります。

### ○ 検討プロセス

- ・ 「適合計画」に含まれる内容の決定は、上場会社の経営方針・経営戦略等に影響する重要な戦略的意思決定となることから考えられます。上場維持基準に適合しない状態となってから改善期間（通常1年。ただしスタンダード市場及びグロース市場区分における売買高基準に関しては6か月）内に基準に適合しない場合には、監理銘柄・整理銘柄に指定後、上場廃止となります。そのため、取締役会において取組みの基本方針など「適合計画」の主要な内容について、改善期間を踏まえたうえで十分な審議を行っていただくことが望まれます。
- ・ 経営方針・経営戦略、事業計画・経営計画等（「事業計画等」）が既にある場合、「適合計画」に含まれる内容が事業計画等の内容と整合的なものであることが必要となります。上場維持基準への適合に向けた検討の結果、開示や自社ホームページにて公表済みの事業計画等の内容に変更が生ずる場合等においては、変更内容の適時かつ適切な開示についてもご考慮ください。

### ○ 事前相談

- ・ 「適合計画」については、上場維持基準への適合に向けた合理的な内容であり、投資者の投資判断に必要な情報が十分に記載されていることを当取引所においても確認し、必要に応じて開示内容等の追加等を求める場合があることから、記載内容に関する事前相談（開示ドラフトの事前確認）を行ってください。上場会社における社内手続きを円滑に実施いただく観点から、「適合計画」の審議を行う取締役会等の実施予定日（「適合計画」の骨子等を取締役に議論し、「適合計画」の策定を経営会議や代表者による決裁等で行う場合は、当該経営会議等の実施予定日）の2週間程度前までに「適合計画」（案）等を東証上場部の開示担当者のメールアドレス宛にご送付ください。「適合計画」の訂正・変更開示についても東証の開示担当者宛にて事前相談を行ってください。
- ・ 「適合計画」の取組みとしての適時開示（エクイティ・ファイナンスや分売、大株主との交渉により主要株主等に異動が生じることとなった場合など）を行う場合や市場区分の変更や国内の他の取引所への上場などを検討している場合などで、これに伴い、「適合計画」に基づく進捗状況の開示を行う場合にも、記載内容に関する事前相談を行ってください。

### ○ 開示様式

- ・ 「適合計画」の開示様式（Word、PowerPoint等の種別など）は任意となりますが、TDnetによる開示にあたっては、PDFファイルに変換いただく必要があります。なお、PDFファイルの容量上限は10MBとなっておりますので、上限を超える場合は、ファイルサイズの縮小又はファイルの分割を行ってください。

### ○ 記載事項

開示事項	開示・記載上の注意
■適合状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「株券等の分布状況表」及び「上場維持基準への適合状況について」のTarget通知等を基に、基準日、上場維持基準に適合しない項目及びその具体的な数値等（上場する市場区分における上場維持基準の数値等を含む。）について記載してください。</li> <li>※ 適合計画の開示後、他の基準日が到来し別の上場維持基準に新たに適合しないこととなった場合には、適合していない上場維持基準全ての状況がわかるように記載してください。</li> </ul>
■改善期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改善期間は、各上場維持基準に設けられている改善期間の終了期限を記載してください。</li> <li>・ 予定しているコーポレートアクションや改善のための施策を通じて、事業年度末以外（期中）に「株券等の分布状況表」等を東証へ提出し適合状況の審査を受けることを前提とし、次の基準日以前に適合の目的が立っている場合には、当該適合予定時期を記載してください。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
<p>■取組みの基本方針、課題及び取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場維持基準の適合に向けた取組みの基本方針、現状の課題及び具体的な取組みの内容についてそれぞれ記載してください。</li> <li>※ 個別の取組事項については、取組みの実施予定時期、取組達成の結果期待される定量的な効果を記載することが望まれます。</li> <li>※ 「適合計画」の目標として設定する業績やROE等の指標等は合理的な内容であることが求められますので、前提条件、制約事項やリスク内容についても記載してください。</li> <li>※ 基本方針については、会社全体の経営方針も踏まえ、上場維持基準への適合に向けた取組みに係る方針を記載してください。</li> <li>※ いずれの基準においても、複数の観点から取組みを検討・記載することが望まれます。</li> <li>※ 適合計画の開示後、他の基準日が到来し別の上場維持基準に新たに適合しないこととなった場合には、開示済みの取組内容等に加えて当該上場維持基準に適合するための取組内容等を記載するようにしてください。</li> <li>※ 適合に向けた取組みとあわせて、市場区分の変更や国内の他の取引所への上場などを検討している場合には、当該検討状況について記載するようにしてください。</li> </ul>

○ 各基準の定義及び記載のポイント（以下の内容に留意のうえ、課題や取組内容を記載してください。）

上場維持基準	各基準の定義及び開示・記載上の注意
<p>■株主数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「株主数」とは、事業年度の末日において1単位以上の株式を所有する者の数をいいます。</li> <li>※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社各社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。</li> <li>※ 一般論として、技術的に株主数の増加に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようものが想定されます（これらに限定されるものではありません）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 株式投資単位の引下げ（株式分割、株式の無償割当てなど）</li> <li>イ. 既存株主による株式の売出し、立会外分売</li> <li>ウ. I R活動の推進・強化及び投資者向けの情報発信の充実策（具体的な取組みやスケジュールを記載）</li> </ul> </li> <li>※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、株主数の増加に寄与する効果が見込まれますが、どのような取組みを計画するにしても上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。</li> </ul>
<p>■流通株式数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「流通株式」とは、事業年度の末日において上場株式のうち、流通性の乏しい株式を除いたものをいいます。なお、流通株式に関する詳細な定義等については、「株券等の分布状況表等の作成要領」をご参照ください。</li> <li>※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。</li> <li>※ 大株主が存在する場合、当該大株主との関係性、今後の方針等について検討すべきものであると考えられます。</li> <li>※ 一般論として、技術的に流通株式数の増加に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようものが想定されます（これらに限定されるものではありません）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 発行済株式数の増加（株式分割、株式の無償割当てなど）</li> <li>イ. 既存株主による株式の売出し、立会外分売</li> <li>ウ. I R活動の推進・強化及び投資者向けの情報発信の充実等（具体的な取組みやスケジュールを記載）</li> </ul> </li> <li>※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、流通株式数の増加に寄与する効果が見込まれますが、どのような取組みを計画するにしても上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。</li> </ul>
<p>■流通株式時価総額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「流通株式時価総額」とは、事業年度の末日以前3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値に事業年度の末日の流通株式数を乗じて得た額をいいます。</li> </ul>

上場維持基準	各基準の定義及び開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通株式時価総額の構成要素は、「時価総額」及び「流通株式比率」となりますので、取組内容の記載に際しては、それぞれの要素について適合又は向上するような課題及び取組みをご検討ください。</li> <li>※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。</li> <li>※ 事業計画等がある場合には、その内容との整合性確保に特にご注意ください。</li> <li>※ 事業計画等の公表が「適合計画」の提出時期よりも後となる場合、当該事業計画等との平仄を踏まえた記載とし、公表後に必要に応じて「適合計画」の変更、進捗状況に応じて訂正・変更開示を行ってください。</li> <li>※ 大株主が存在する場合、当該大株主との関係性、今後の方針等について検討すべきものであると考えられます。</li> </ul>
<p>■流通株式比率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「流通株式比率」とは、事業年度の末日時点の流通株式数を上場株式数で除して得た割合をいいます。</li> <li>※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。</li> <li>※ 大株主が存在する場合、当該大株主との関係性、今後の方針等について検討すべきものであると考えられます。</li> <li>※ 一般論として、技術的に流通株式比率の改善に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようなものが想定されます（これらに限定されるものではありません）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 既存株主による株式の売出し、立会外分売</li> <li>イ. 取得済みの自己株式（金庫株）の消却</li> <li>ウ. I R活動の推進・強化及び投資者向けの情報発信の充実等（具体的な取組みやスケジュールを記載）</li> </ul> </li> <li>※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、流通株式数の増加に寄与する効果が見込まれますが、どのような取組みを計画するにしても上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。</li> </ul>
<p>■売買高</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「売買高」とは、毎年6月末日又は12月末日以前6か月間における当取引所の売買立会での売買高を月次平均して得た額をいいます。</li> <li>※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。</li> <li>※ 流通株式数の増加に向けた取組みのほか、I R活動の推進・強化、投資者向けの情報発信の充実に向けた具体的な取組みを実施すること等が考えられます。</li> </ul>
<p>■売買代金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「売買代金」とは、毎年12月末日以前1年間における当取引所の売買立会における売買代金を日次平均して得た額をいいます。</li> <li>※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。</li> <li>※ 流通株式数の増加に向けた取組みのほか、I R活動の推進・強化、投資者向けの情報発信の充実に向けた具体的な取組みを実施すること等が考えられます。</li> </ul>
<p>■時価総額 (グロース市場：上場から10年経過している場合のみ (注))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「時価総額」とは、事業年度の末日時点の上場株式数に、事業年度の末日以前3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて得た額をいいます。 (注) 上場後10年経過したか否かの算定は、新市場区分への移行日前に経過していた上場年数を引き継ぐものとします。</li> <li>※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。</li> <li>※ 「事業計画及び成長可能性に関する事項」の内容との整合性確保に特にご注意ください。</li> </ul>
<p>■純資産の額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「純資産の額」とは、(連結)貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいいます。 (詳細な定義については、有価証券上場規程施行規則第501条第6項を参照)</li> </ul>

	<p>※ 経営・事業改善及び自己資本の改善の二つの観点から記載してください。</p> <p>※ 改善期間内だけではなく、その後も持続的に企業価値を回復・向上させていくことが重要であることから、その実現を目指した中期的な方針も含め記載してください。</p>
--	---

(参考様式) ①新たに上場維持基準に抵触し適合計画の策定・開示をする場合

【 】内の記載は記載上の留意事項又は補足事項になりますので、開示に際しては削除してください。

2000年〇月〇日

各 位

会社名 ○○○○○株式会社  
代表者名 ○〇 ○〇  
(コード番号: ○○○〇 ○〇市場)  
問合せ先 ○〇 ○〇  
(TEL: ○〇)

## 上場維持基準への適合に向けた計画について

【注: 表題については、

- ・「適合計画」について訂正、変更する場合には、「訂正」、「変更」の趣旨の開示であることがわかるよう明記してください。
- ・決算期変更により改善期間が変更となる場合には、(改善期間の変更)と明記してください。
- ・どの上場維持基準に不適合となったのかを( )書き等で明記していただいても結構です。
- ・複数の上場維持基準に不適合となった場合には、表題の文字数にも配慮しながら、列挙するかどうかをご判断ください。】

当社は、20●●年●月●時点において、●●市場における上場維持基準に適合しない状態となりました。下記のとおり、上場維持基準への適合に向けた計画を作成しましたので、お知らせいたします。

記

### ○ 当社の上場維持基準への適合状況及び改善期間

当社の20●●年●月●日時点【又は「基準日時点」、以下同じ。】における●●市場の上場維持基準への適合状況は、下表のとおりとなっており、【不適合となった基準全てを列挙】については基準に適合しておりません。当社は、今回不適合となった【不適合となった基準名又は複数ある場合には「各上場維持基準」】を充たすために、上場維持基準への適合に向けた各種取組みを進めてまいります。なお、●●基準【(記載参考例として) 株式分布関係基準の場合】について、20●●年●月●日までの改善期間内に適合していることが確認できなかった場合には、東京証券取引所より監理銘柄(確認中)に指定されます。その後、当社が提出する20●●年●月●日時点の分布状況表に基づく東京証券取引所の審査の結果、流通時株式価額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定され、当社株式は20●●年●月●日に上場廃止となります。

【(記載参考例として) 時価総額基準の場合は次の文章を記載: なお、時価総額基準について、次の基準日である20●●年●月●日時点で適合できなかった場合、当社株式は上場廃止となるおそれがあります。具体的には、基準日時点で当社が潜在株を有しておらず、時価総額基準に適合していないときには、当該基準日時点で整理銘柄に指定されます。基準日時点で当社が潜在株を有しており、20●●年●月●日時点における20●●年●月【こちらは基準日月を記載】の潜在株の行使状況を考慮しない審査において時価総額基準に適合できなかった場合には、東京証券取引所より当該基準日時点で監理銘柄(確認中)に指定され、その後、20●●年●月【こちらは基準日月を記載】の潜在株の行使状況を考慮した審査の結果、時価総額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定されます。整理銘柄に指定された場合は、20●●年●月●日に当社株式は上場廃止となります。】

【(記載参考例として) 純資産の額基準の場合は次の文章を記載: なお、純資産の額基準について、20●●年●月●日までの改善期間内に適合(純資産の額が正となる)見込みである旨の開示がなされていない場合には、東京証券取引所より監理銘柄(確認中)に指定されます。その後、当社が提出する20●●年●月期の有価証券報告書の財務諸表数値に基づく東京証券取引所の審査の結果、純資産の額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定され、当社株式は20●●年●月●日に上場廃止となります。】

【1日平均売買代金又は月平均売買高基準の場合は個別に事前相談ください。】

【注1】		株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	1日平均売買代金 (又は 「月平均売買高」)	時価総額	純資産の額
当社の 適合状況	●年●月末 時点							
上場維持基準 【注2】		●●人	●●単位	●●億円	●●%	0.2億円 (又は10単位)	40億円	純資産の額 が正
改善期間 【適合しない項目について のみ記載】		20●●年 ●月末まで 【注3】	20●●年 ●月末まで 【注3】	【注3】	【注3】	20●●年12月末まで (20●●年6月末まで) 【注4】	【注3】	【注3】

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出及び東京証券取引所より受領した「上場維持基準への適合状況について」から転記したものです。

【注：四捨五入、切捨て処理を考慮しても、「上場維持基準への適合状況について」のTarget通知と異なる数値が記載されているドラフトが多くありますのでご注意ください。】

【注1：不適合となっている上場維持基準の記載は必須で、他の上場維持基準の項目についての記載は任意です。なお、プライム上場会社以外は「1日平均売買代金」関係の記載は削除してください。グロース上場会社以外は「時価総額」関係の記載は削除してください。】

【注2：自社の所属する市場区分の上場維持基準を記載してください。】

【注3：原則、今期の事業年度末日を記載してください。予定しているコーポレートアクションや改善のための施策を通じて、事業年度末以外（期中）に「株券等の分布状況表」等を東証へ提出し適合状況の審査を受けることを前提とし、次回の基準日以前に適合の目途が立っている場合には、今期の事業年度末日以前における当該適合予定期日を記載してください。】

【注4：1日平均売買代金については次の12月末日まで、月平均売買高については次の判定基準日である20●●年6月末又は12月末日まで、としてください。】

・以下、「上場維持基準への適合に向けた計画」作成上の留意事項をご参照の上、計画を作成してください。

【注：中期経営計画や事業計画の中に、不適合の上場維持基準への適合に向けた計画についても織り込んでいる事例もありますが、中期経営計画や事業計画の変更・更新時には、変更や更新の箇所、内容がわかるようにしてください。中期経営計画や事業計画を每期ローリングさせている場合に、「適合計画」の添付では変更や更新の箇所が不明瞭なことが散見されます。また、複数年での計画を想定した中期経営計画や事業計画となっている場合、改善期間は売買高基準を除き基本的に1年間です。次の基準日までの改善、上場維持基準への適合を視野に入れた記載としてください。また、市場区分の変更や国内の他の取引所への上場などを検討している場合は、それについても言及してください。】

○上場維持基準への適合に向けた取組みの基本方針

- ・
- ・

○上場維持基準に適合していない項目ごとの課題と取組み内容

(1) 【適合していない基準名】について

- ・ 課題
- ・ 取組内容

【注：複数の上場維持基準に適合していない場合(2)、(3)・・・と該当する分だけ追記してください。】

(2) 【適合していない基準名】について

- ・ 課題
- ・ 取組内容

以上

(参考様式) ②改善期間中の会社が、全ての又はいずれかの上場維持基準に適合した場合

【 】内の記載は記載上の留意事項又は補足事項になりますので、開示に際しては削除してください。

2000年0月0日

各位

会社名 ○○○○○株式会社  
 代表者名 ○○ ○○  
 (コード番号: ○○○○ ○○市場)  
 問合せ先 ○○ ○○  
 (TEL: ○○)

### 上場維持基準への適合に関するお知らせ

【注: 表題については、

- ・ どの上場維持基準に適合したのかを ( ) 書き等で明記していただいても結構です。
- ・ 複数の上場維持基準に適合した場合には、表題の文字数にも配慮しながら、列挙するかどうかをご判断ください。
- ・ 基準日における東証の判定前に、エクイティ・ファイナンスや分売の実施などを踏まえ上場維持基準に適合することが見込まれる旨を開示する場合は、適合見込みであることがわかるようにしてください。】

当社は、20●●年●月●日に●●市場の上場維持基準への適合に向けた計画について開示しています。この度、20●●年●月●日時点において全ての上場維持基準に適合しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

【注: 全ての上場維持基準に適合した場合の記載例としていますので、一部の上場維持基準に適合している場合や東証による判定前に適合見込みとして開示する場合は、実態を踏まえた記載となるようご調整ください。】

記

#### ○ 当社の上場維持基準への適合状況

当社の●●市場の上場維持基準への適合状況は、その推移を含め下表のとおりとなっています。20●●年●月●日時点【又は「基準日時点」、以下同じ。】では、【不適合だった基準全てを列挙】が適合していませんでしたが、上場維持基準への適合に向けた計画に基づき取組みを進めた結果、20●●年●月●日時点で適合いたしました。これにより、●●市場の上場維持基準の全ての項目に適合することとなりました。

【注: 不適合であった上場維持基準が複数存在し、期中において一部の項目にのみ適合した場合に開示を行う際には、引き続き不適合となっている項目が存在する旨を記載し、下表においては当該項目の適合に向けた改善期間について追記するようにしてください。】

【注1】		株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	1日平均売買代金 (又は 「月平均売買高」)	時価総額	純資産の額
当社の 適合状況	20●●年●月● 日時点							
	20●●年●月● 日時点							
上場維持基準 【注2】		●●人	●●単位	●●億円	●●%	0.2億円 (又は10単位)	40億円	純資産の額 が正
20●●年●月●日時点の 適合状況		適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出及び東京証券取引所より受領した「上場維持基準への適合状況について」から転記したものです。

【注: 四捨五入、切捨て処理を考慮しても、「上場維持基準への適合状況について」のTarget通知と異なる数値が記載されて

いるドラフトが多くありますのでご注意ください。なお、東証による判定前に適合見込みとして開示する場合は「20●●年●月●日時点での当社の適合状況は、当社試算によるもの」である旨に加え、本来の計算方法と異なる方法で算出している場合はその内容について追記してください。】

【注1：不適合から適合となった上場維持基準の記載は必須で、他の上場維持基準の項目についての記載は任意です。なお、プライム上場会社以外は「1日平均売買代金」関係の記載は削除してください。グロース上場会社以外は「時価総額」関係の記載は削除してください。】

【注2：自社の所属する市場区分の上場維持基準を記載してください。】

#### ○上場維持基準への適合に向けた取組みの実施状況

【注：開示済みの上場維持基準への適合に向けた計画において記載していた取組みに関し、実施した内容を記載してください。】

以 上

(参考様式) ③—1 改善期間が終了し監理銘柄(確認中)に指定された場合

【 】内の記載は記載上の留意事項又は補足事項になりますので、開示に際しては削除してください。

2000年0月0日

各 位

会社名 ○○○○○株式会社  
代表者名 ○○ ○○  
(コード番号: ○○○○ ○○市場)  
問合せ先 ○○ ○○  
(TEL: ○○)

### 当社株式の監理銘柄(確認中)指定に関するお知らせ

当社は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の●●市場における上場維持基準のうち●●基準について適合しない状態となっており改善期間に入っておりましたが、改善期間の終了する本日時点において●●基準への適合が確認できていないため、当社の株式は、20●●年●月●日付で東京証券取引所より監理銘柄(確認中)に指定されることとなりました。

なお、株式会社東京証券取引所より公表された指定措置の内容や理由等につきましては、日本取引所グループ Web サイトをご参照ください。

【注: 日本取引所グループ Web サイトの公表サイトのリンクを掲載してください。

または、指定措置の内容を記載していただいても結構です。

続けて、参考情報として、これまでの適合状況や適合に向けた貴社の取り組み状況について記載していただいても結構です。】

○ 今後の対応

【注: 貴社の状況を踏まえて、適合判定のタイミングや、適合していなかった場合の上場廃止(予定)日等記載してください。】

以 上

(参考様式) ③—2 改善期間終了時点で市場区分変更申請を行っていることから、監理銘柄（審査中）に指定された場合

【 】内の記載は記載上の留意事項又は補足事項になりますので、開示に際しては削除してください。

2000年〇月〇日

各 位

会社名 ○○○○○株式会社  
代表者名 ○○ ○○  
(コード番号：○○○○ ○○市場)  
問合せ先 ○○ ○○  
(TEL：○○)

### 当社株式の監理銘柄（審査中）指定に関するお知らせ

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の●●市場における上場維持基準のうち●●基準について適合しない状態となっており改善期間に入っておりますが、改善期間の終了する本日時点において●●基準への適合が確認できていません。現在、当社は東京証券取引所スタンダード市場へ市場区分の変更申請（以下「市場区分変更申請」といいます。）を行っているため、当社の株式は、20●●年●月●日付で東京証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されることとなりました。

なお、株式会社東京証券取引所より公表された指定措置の内容や理由等につきましては、日本取引所グループ Web サイトをご参照ください。

【注：日本取引所グループ Web サイトの公表サイトのリンクを掲載してください。

または、指定措置の内容を記載していただいても結構です。

続けて、参考情報として、これまでの適合状況や適合に向けた貴社の取り組み状況について記載していただいても結構です。】

#### ○ 今後の対応

【注：貴社の状況を踏まえて、適合判定のタイミングや、スタンダード市場への市場区分変更審査期間（期限）、現行の上場市場区分における上場維持基準に適合することになった場合に市場区分変更申請を取り下げ現行市場区分での上場を継続するのか、市場区分変更承認に至らなかった場合または適合していなかった場合の上場廃止（予定）日等記載してください。】

以 上

(参考様式) ④—1 監理銘柄(確認中)指定が解除された場合

【 】内の記載は記載上の留意事項又は補足事項になりますので、開示に際しては削除してください。

2000年0月0日

各位

会社名 ○○○○○株式会社  
 代表者名 ○○ ○○  
 (コード番号: ○○○○ ○○市場)  
 問合せ先 ○○ ○○  
 (TEL: ○○)

上場維持基準への適合及び当社株式の監理銘柄(確認中)指定解除に関するお知らせ

当社は、20●●年●月●日付で、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の●●市場の上場維持基準への適合に向けた計画について開示しています。この度、東京証券取引所より「上場維持基準(分布基準)への適合状況について」を受領し、20●●年●月期末時点において全ての上場維持基準に適合しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、当社株式は、20●●年●月●日付で東京証券取引所より、監理銘柄(確認中)に指定されておりましたが、本日、東京証券取引所より20●●年●月●日付で当該指定を解除する旨の通知を受領しましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、株式会社東京証券取引所より公表された指定措置(解除)の内容や理由等につきましては、日本取引所グループWebサイトをご参照ください。

【注: 日本取引所グループWebサイトの公表サイトのリンクを掲載してください。

または、指定措置の内容を記載していただいても結構です。】

記

○ 当社の上場維持基準への適合状況

当社の●●市場の上場維持基準への適合状況は、その推移を含め下表のとおりとなっています。20●●年●月●日時点【又は「基準日時点」、以下同じ。】では、【不適合だった基準全てを列挙】が適合しておりませんでした。上場維持基準への適合に向けた計画に基づき取組みを進めた結果、20●●年●月●日時点で適合いたしました。これにより、●●市場の上場維持基準の全ての項目に適合することとなりました。

【注1】		株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	1日平均売買代金 (又は 「月平均売買高」)	時価総額	純資産の額
当社の 適合状況	20●●年●月● 日時点							
	20●●年●月● 日時点							
上場維持基準 【注2】		●●人	●●単位	●●億円	●●%	0.2億円 (又は10単位)	40億円	純資産の額 が正
20●●年●月●日時点の 適合状況		適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出及び東京証券取引所より受領した「上場維持基準への適合状況について」から転記したものです。

【注: 四捨五入、切捨て処理を考慮しても、「上場維持基準への適合状況について」のTarget通知と異なる数値が記載されているドラフトが多くありますのでご注意ください。】

【注1: 不適合から適合となった上場維持基準の記載は必須で、他の上場維持基準の項目についての記載は任意です。なお、プライム上場会社以外は「1日平均売買代金」関係の記載は削除してください。グロース上場会社以外は「時価総額」関係の記載は削除してください。】

【注2: 自社の所属する市場区分の上場維持基準を記載してください】

○上場維持基準への適合に向けた取組みの実施状況

【注：開示済みの上場維持基準への適合に向けた計画において記載していた取組みに関し、実施した内容を記載してください。】

以 上

(参考様式) ④—2 監理銘柄 (審査中) 指定が解除された場合

【 】内の記載は記載上の留意事項又は補足事項になりますので、開示に際しては削除してください。

2000年0月0日

各 位

会社名 ○○○○○株式会社  
代表者名 ○○ ○○  
(コード番号: ○○○○ ○○市場)  
問合せ先 ○○ ○○  
(TEL: ○○)

東京証券取引所スタンダード市場への上場市場区分変更承認  
及び当社株式の監理銘柄(審査中)指定解除に関するお知らせ

【注: プライム市場上場会社を対象に、不適合となっていたプライム市場の株式分布関係基準への適合が確認され、スタンダード市場への市場区分変更申請を取り下げ、引き続きプライム市場での上場継続することとしたため、監理銘柄(審査中)が解除された場合は、直前に掲載した「(参考様式) 監理銘柄(確認中) 指定解除された場合」を参考に、スタンダード市場への市場区分変更申請を取り下げた旨にも言及して開示してください。】

当社は、本日、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)よりスタンダード市場への市場区分変更承認を受け、20●●年●月●日をもって当社株式の東京証券取引所における市場区分が●●市場からスタンダード市場へ変更されることとなりました。

また、当社株式は、20●●年●月●日付で東京証券取引所より、監理銘柄(審査中)に指定されておりましたが、東京証券取引所より20●●年●月●日付で当該指定を解除する旨の通知を受領しましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、株式会社東京証券取引所より公表された指定措置(解除)の内容や理由等につきましては、日本取引所グループWebサイトをご参照ください。

【注: 日本取引所グループWebサイトの公表サイトのリンクを掲載してください。

または、指定措置の内容を記載していただいても結構です。】

○ ●●市場の上場維持基準への適合に向けた計画の取り下げ

当社は20●●年●月●日に●●市場の上場維持基準への適合に向けた計画書を提出し、●●市場の上場維持基準への適合に向けた取組みを実施してまいりましたが、本日付で同計画を取り下げます。

○ スタンダード市場への移行予定日

スタンダード市場への市場区分変更予定日は20●●年●月●日となります。この日以降において、当社株式の取引はスタンダード市場に移行し、同市場で取引が継続されます。

以 上

## 「上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況」作成上の留意事項

- 「上場維持基準への適合に向けた計画」（「適合計画」）を開示し、経過措置が適用されている上場会社において、上場維持基準に適合していない状態が継続されている場合には、基準日から起算して3か月以内（純資産の額が適合していない場合は、各四半期の決算短信を開示するまで）に、前回「適合計画」を開示して以降の取組内容、今後の取組及びその実施予定時期、進捗状況を踏まえた基準適合の予定時期を記載した「上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況」（「進捗状況」）を開示してください。
- 「適合計画」又は「進捗状況」を開示した後、当該基準に適合するまでの間、「適合計画」又は「進捗状況」の内容について訂正又は変更（「適合計画」又は「進捗状況」を更新することを含めて「変更」）すべき事情が生じた場合（市場区分の変更が承認された場合も含まれます。）は、直ちに訂正又は変更の開示（「訂正・変更開示」）をしてください。訂正については、基準日時点における当社の適合状況の各数値に誤記があった場合等が、変更については直近の計画や取組内容等を変更する場合等が想定されます。
- また、「適合計画」又は「進捗状況」を開示している上場会社が、改善期間の終了期限よりも前に基準へ適合することが見込まれる場合はその旨開示することが望まれます。
- 事業年度末以外（期中）での改善期間内に「株券等の分布状況表」等を東証へ提出し適合状況の審査を受け、適合した場合にはその旨の開示が必要となります。
- 改善期間内に基準への適合が確認できず監理銘柄に指定された場合や改善期間内に適合ができなかったことにより整理銘柄に指定された場合についても、その旨の開示が必要となります。

### ○ 検討プロセス

- 「適合計画」の作成時と同様に、「進捗状況」の内容についても、取締役会や経営会議等において、計画に定めた上場維持基準への適合に向けた取組の実施状況や適合状況の推移、それらを踏まえた計画の変更要否等について十分な審議を行っていただくことが望まれます。上場維持基準に適合しない状態となつてから改善期間（通常1年。ただしスタンダード市場及びグロス市場区分における売買高基準に関しては6か月）内に基準に適合しない場合には、監理銘柄・整理銘柄に指定後、上場廃止となります（超過計画を設定している場合は当該設定期間を基準日とした上場維持基準に適合しないことが判明した時点で整理銘柄指定となります）。そのため、取締役会において取組みの基本方針など「適合計画」の主要な内容について、改善期間を踏まえたうえで十分な審議を行っていただくことが望まれます。
- 経営方針・経営戦略、事業計画・経営計画等（「事業計画等」）が既にある場合、「進捗状況」の内容検討に際しても、当初の「適合計画」同様にその内容が事業計画等の変更・更新内容と整合的なものであることが必要となります。「進捗状況」の内容についての検討の結果、開示や自社ホームページにて公表済みの事業計画等の内容に変更が生ずる場合等においても、変更内容の適時かつ適切な開示についてもご考慮ください。

### ○ 事前相談

- 「進捗状況」の開示においても、上場維持基準への適合に向けた合理的な内容であり、投資者の投資判断に必要な情報が十分に記載されていることを当取引所においても確認し、必要に応じて開示内容等の追加等を求める場合があることから、記載内容に関する事前相談（開示ドラフトの事前確認）を行ってください。上場会社における社内手続きを円滑に実施いただく観点から、進捗開示の審議を行う取締役会等の実施予定日（「進捗状況」の骨子等を取締役会で議論し、「進捗状況」の策定を経営会議や代表者による決裁等で行う場合は、当該経営会議等の実施予定日）の2週間程度前までに「進捗状況」（案）等を東証上場部の開示担当者のメールアドレス宛にご送付ください。**記載内容の不足、誤りが多くなっていますので、開示までの日程に余裕をもって事前相談するようにしてください。**
- 「進捗状況」の開示においても、外部環境の変化や取組の進捗状況等を踏まえ、計画の記載内容について見直しを行ってください。見直しの結果、開示されている直近の「進捗状況」の内容に重要な変更・更新の必要が生じた場合には、直ちに訂正・変更開示を行ってください。
- 「適合計画」や「進捗状況」の開示における取組として、適時開示（ファイナンスや分売、大株主との交渉により主要株主等に異動が生じることとなった場合など）を行う場合や市場区分の変更や国内の他の取引所への上場などを検討している場合などで、これに伴い、「適合計画」又は「進捗状況」の変更・訂正開示についても、東証の開示担当者宛てに事前相談を行ってください。

### ○ 開示様式

- 「進捗状況」の開示様式（Word、PowerPoint等の種別など）は任意となりますが、TDnetによる開示にあたっては、PDFファイルに変換いただく必要があります。なお、PDFファイルの容量上限は10MBとなっておりますので、上限を超える場合は、ファイルサイズの縮小又はファイルの分割を行ってください。

○ 記載事項

記載事項	開示・記載上の注意
<p>■ 適合状況の推移及び計画期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場維持基準への適合状況の推移が把握できるように、「株券等の分布状況表」及び「上場維持基準への適合状況について」のTarget通知を基に、具体的な適合状況（項目及び数値）を記載してください。</li> <li>※ <u>他に不適合となっている上場維持基準の直前基準日時点の適合状況とその推移、計画期間、加えて、取組の実施状況及び評価、今後の課題・取組内容についても必ず記載してください。</u></li> <li>・ なお、適合状況の推移については、適合していない各基準において、適合していない状態となった基準日時点から直近の基準日に至るまでの各基準日時点の貴社の実績を、所属する市場区分の上場維持基準と併記する形で、適合していない項目の推移がわかるように記載してください。</li> </ul>
<p>■ 取組の実施状況及び評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでに開示した「適合計画」又は「進捗状況」に記載の取組の実施状況を記載してください。</li> <li>・ 適合状況の推移を踏まえたうえで、適合しない項目ごとに、現時点での評価を記載してください。</li> <li>※ これまでに開示した実施に要する期間や期待される定量的な効果を踏まえて、実施した取組やその進捗状況に対する評価を記載してください。</li> </ul>
<p>■ 上記2つの項目を踏まえた今後の課題・取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記2つの項目を踏まえ、今後の課題・取組内容について、それぞれ記載してください。</li> <li>※ 当初の「適合計画」又は「進捗状況」で記載している計画が想定どおりに進捗していて、当初の「適合計画」又は直前の「進捗状況」の内容を変更又は更新しない場合は、その旨を記載してください。</li> <li>※ 実施できていない取組がある場合や、想定された効果が得られていない場合、その理由とそれを踏まえた今後の予定・代替策などを検討することが考えられます。特に自社のおかれている外部環境等により、具体的な取組を実施できていない場合には、その理由及び具体的な取組内容の検討が可能となる時期をより具体的にご記載ください。</li> <li>※ 今後の課題や取組内容等に関して変更がないか（例えば、数年間基準への適合状況に変動が見られないなかで追加的な施策を実施する必要性がないか、減収や赤字の業績予想としているなかで具体的な取組みへの言及なしに（流通株式時価総額や時価総額）基準に適合するために株価を引き上げる旨だけが記載されていないかなど）、改めて確認するようにしてください。</li> </ul>

「上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況」の作成にあたっては、各上場維持基準の定義及び当初計画の記載のポイント（『上場維持基準への適合に向けた計画』作成上の留意事項）のP3～6）も適宜ご参照ください。

(参考様式) ⑥既に適合計画・進捗状況を開示済みでその進捗開示をする場合

【 】内の記載は記載上の留意事項又は補足事項になりますので、開示に際しては削除してください。

2000年0月0日

各 位

会社名 ○○○○○株式会社  
代表者名 ○○ ○○  
(コード番号：○○○○ ○○市場)  
問合せ先 ○○ ○○  
(TEL：○○)

### 上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況について

【注：表題については、

- ・「適合計画」について訂正、変更する場合には、「訂正」、「変更」の趣旨の開示であることがわかるよう明記してください。
- ・決算期変更により改善期間が変更となる場合には、(改善期間の変更)を明記してください。超過計画期間を設定している会社において、「改善期間」だけでなく「計画期間」も変更となるため、(改善期間及び計画期間の変更)と明記してください。
- ・どの上場維持基準に新たに適合・不適合又は不適合が継続しているのかを( )書き等で明記していただいても結構です。
- ・複数の上場維持基準に不適合となっている場合には、表題の文字数にも配慮しながら、列挙するかどうかをご判断ください。】

当社は、20●●年●月●日に、【注】を提出し、その内容について開示しております。20●●年●月●日【「時点」又は「基準日時点」】においても上場維持基準に適合しない状態が継続していることから、計画の進捗状況等について、下記のとおり作成しましたので、お知らせいたします。

【注：の記載例

- ・「●●市場の上場維持基準への適合に向けた計画」
- ・「●●市場の上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況について」

※直前の「適合計画等」の開示表題をそのまま記載することが基本。】

【今回の基準日経過で「改善期間入り」となる場合には、以降の柱書文章は削除。】なお、当社は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の●●市場における上場維持基準のうち●●基準について適合しない状態となっており改善期間に入っておりますが、改善期間が終了した20●●年●月●日付時点において●●基準への適合が確認できなかったことから、当社の株式は、20●●年●月●日付で東京証券取引所より監理銘柄(確認中)に指定されています。

記

### ○ 当社の上場維持基準への適合状況の推移及び計画期間

当社の202●年●月●日【「時点」又は「基準日時点」】における●●市場の上場維持基準への適合状況はその推移を含め、下表のとおりとなっております。【注1】【注2】

【注1：の記載例

- ・今回、どのような経緯で「進捗状況」の開示を行うのか記載してください。
- 考えられる例示としては、
- ・計画していたコーポレートアクションや取組の実現により、一部の基準について適合した、又は数値や比率が改善したため。
  - ・当社試算で、全ての基準に適合したとの認識したため。
  - ・基準日を経過し又は改善期間入りしていることから適合判定の審査依頼を行った結果、東証から「上場維持基準への適合状況について」のTarget通知があり、適合、不適合の継続、新たに不適合となった基準にかかる進捗開示を行うため(特に、① 6月、12月決算期以外の会社においては、1日平均売買代金又は月平均売買高以外に不適合基準があり今回は1日平均売買代金又は月平均売買高の適合状況についての開示である旨、② 1日平均売買代金又は月平均売買高基準に不適合となっております今回はそれ以外の決算期の基準日にかかる基準についての適合状況についての開示である旨が、わかるようにしてください)。

※なお、今回「上場維持基準への適合状況について」のTarget通知を受け取った不適合の上場維持基準以外に適合していない基準がある場合には、当該不適合の基準に関する直前基準日時点の適合状況とその推移、計画期間、加えて、取組の実施状況及び評価、今後の課題・取組内容についても必ず開示資料内に記載してください。】

【注2：の記載例

・どの基準に適合、不適合、不適合が継続しているのか、複数の基準があればそれがわかるように（又は下表の適合状況のとおりにして）記載。】

●基準・・・については20●●年●月に基準を充たしましたが、●●基準・・・については現時点で基準を充たしておりません。下表のとおり、●●基準に関しては20●●年●月末までに【注】・・・に（それぞれ）上場維持基準を充たすために、引き続き各種取組を進めてまいります。

【注：「●月期までに」という記載が散見されますが、適合計画期間としていつまでを予定しているのかが不明瞭なので、表の注釈も参考にわかるように明記してください。】

【注：以降の文章は、今回の基準日経過で「改善期間入り」となる場合に記載してください。】

なお、●●基準【株式分布関係基準の場合】について、20●●年●月●日までの改善期間内に適合していることが確認できなかった場合には、東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定されます。その後、当社が提出する20●●年●月●日時点の分布状況表に基づく東京証券取引所の審査の結果、流通株式時価総額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定され、当社株式は20●●年●月●日に上場廃止となります。

【（記載参考例として）時価総額基準の場合は次の文章を記載：なお、時価総額基準について、次の基準日である20●●年●月●日時点で適合できなかった場合、当社株式は上場廃止となるおそれがあります。具体的には、基準日時点で当社が潜在株を有しておらず、時価総額基準に適合していないときには、当該基準日時点で整理銘柄に指定されます。基準日時点で当社が潜在株を有しており、20●●年●月●日時点における20●●年●月【こちらは基準日を記載】の潜在株の行使状況を考慮しない審査において時価総額基準に適合できなかった場合には、東京証券取引所より当該基準日時点で監理銘柄（確認中）に指定され、その後、20●●年●月【こちらは基準日を記載】の潜在株の行使状況を考慮した審査の結果、時価総額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定されます。整理銘柄に指定された場合は、20●●年●月●日に当社株式は上場廃止となります。】

【（記載参考例として）純資産の額基準の場合は次の文章を記載：なお、純資産の額基準について、20●●年●月●日までの改善期間内に適合（純資産の額が正となる）見込みである旨の開示がなされていない場合には、東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定されます。その後、当社が提出する20●●年●月期の有価証券報告書の財務諸表数値に基づく東京証券取引所の審査の結果、純資産の額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定され、当社株式は20●●年●月●日に上場廃止となります。】

【1日平均売買代金又は月平均売買高基準の場合は個別に事前相談ください。】

【注1】		株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率	1日平均売買代金 (又は「月平均売買高」)	時価総額	純資産の額
当社の適合状況及びその推移	●年●月末時点							
	:							
	●年●月末時点							
上場維持基準【注2】	●●人	●●単位	●●億円	●●%	0.2億円 (又は10単位)	40億円	純資産の額が正	
計画期間【適合しない項目についてのみ記載】	20●●年●月末まで【注3】	20●●年●月末まで【注3】	【注3】	【注3】	20●●年12月末まで (20●●年6月末まで)【注4】	【注3】	【注3】	

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出及び東京証券取引所より受領した「上場維持基準への適合状況について」から転記したものです。

【注：四捨五入、切捨て処理を考慮しても、「上場維持基準への適合状況について」のTarget通知と異なる数値が記載されているドラフトが多くありますのでご注意ください。】

【注：「上場維持基準への適合状況について」のTarget通知を受けての数値の記載でない場合には、「当社試算」である旨、算出根拠（期間やいつからいつまでの終値の平均、など）を記載してください。】

【注1：新たに不適合、不適合が継続、今回適合、となった上場維持基準の記載は必須で、他の上場維持基準の項目についての記載は不適合が継続している基準を除き任意です。例えば、流通株式時価総額について不適合継続、流通株式比率について新たに不適合、1日平均売買代金について今回適合なら、この3つの基準については記載必須となります。なお、プライム上場会社以外は「1日平均売買代金」関係の記載は削除してください。グロース上場会社以外は「時価総額」関係の記載は削除してください。】

【注2：自社の所属する市場区分の上場維持基準を記載してください。】

【注3：これまで記載していた計画期間の事業年度末日を記載してください。予定しているコーポレートアクションや改善のための施策を通じて、事業年度末以外（期中）に「株券等の分布状況表」等を東証へ提出し適合状況の審査を受けることを前提とし、次回の基準日以前に適合の目途が立っている場合には、これまで記載していた計画期間の事業年度末日以前における当該適合予定期日を記載してください。】

【注4：1日平均売買代金については次の12月末日まで、売買高については次の判定基準日である20●●年6月末又は12月末日まで、とってください。】

・以下「「上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況」作成上の留意事項」をご参照の上、計画を作成してください。

【注：中期経営計画や事業計画の中に、不適合の上場維持基準への適合に向けた計画についても織り込んでいる事例もありますが、中期経営計画や事業計画の変更・更新時には、変更や更新の箇所、内容がわかるようにしてください。中期経営計画や事業計画を每期ローリングさせている場合に、「適合計画等」の添付では変更や更新の箇所が不明瞭なことが散見されます。また、市場区分の変更や国内の他の取引所への上場などを検討している場合は、それについても言及してください。】

○上場維持基準への適合に向けた取組の実施状況及び評価（20●●年●月～20●●+1年●月【注】）

【注：開示日又は開示の対象となる上場維持基準の判定基準日までにおいて、実施した取組と、その取組が基準適合・改善にどの程度寄与したのかという評価が記載されていない事例が散見されますので、記載するようにしてください。】

- (1) 【不適合が継続している又は今回適合となった上場維持基準名】について
- ・ 取組の実施状況
  - ・ 取組に対する評価

【注：複数の上場維持基準に適合していない場合(2)、(3)・・・と該当する分だけ追記してください。】

- (2) 【不適合が継続している又は今回適合となった上場維持基準名】について
- ・ 取組の実施状況
  - ・ 取組に対する評価

○上場維持基準に適合していない項目ごとのこれまでの状況を踏まえた今後の課題と取組内容

- (1) 【新たに不適合又は不適合が継続している上場維持基準名】について
- ・ 今後の課題
  - ・ 取組内容
- 【・ 当初の計画内容から変更した内容がある場合にはその理由】

【注：新たに不適合又は不適合が継続している上場維持基準が複数のある場合(2)、(3)・・・と該当する分だけ追記してください。】

- (2) 【新たに不適合又は不適合が継続している上場維持基準名】について
- ・ 今後の課題

- ・ 取組内容
- 【・ 当初の計画内容から変更した内容がある場合にはその理由】

以 上